

## 兵庫県動物愛護管理推進計画の概要

### 1 推進計画の基本的事項

- (1) 計画の目的  
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進し、人と動物の共生社会を目指す。
- (2) 計画の位置付け  
「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき県が定める計画であり、同法第5条に基づく国の基本指針（H18.10.31付環境省告示）に即して策定する。
- (3) 計画の適用期間  
平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、国の基本指針の見直しに合わせて5年ごとに見直す。
- (4) 計画の適用地域  
本計画を適用する地域は、兵庫県内全域とする。ただし、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下「保健所設置市」という。）が管轄する区域においては、保健所設置市が本計画に基づき又は準じて実施する。
- (5) 計画の推進体制  
県民、動物愛護管理施策に係る関係者の参画のもと、動物愛護センターを中核とし、保健所設置市と連携の上で推進する。
- (6) 計画の公表  
計画を定めたとき、又は変更したときは、県のホームページ等で公表する。

### 2 動物を取り巻く現状と課題

動物飼養に関連した問題発生	<b>（現状）</b> ・咬傷事故等、動物による人の身体への侵害 ・毛の飛散等、動物による生活環境汚染等 ・捕獲・引取り数がほぼ横ばい ・人と動物の共通感染症の対応が不十分	<b>（課題）</b> ・犬・ねこの相談体制を強化する必要がある。 ・動物による生活環境汚染の発生を未然に防ぐ必要がある。 ・人と動物の共通感染症対策の充実に努める必要がある。
動物愛護意識の現状	<b>（現状）</b> ・動物虐待・遺棄の潜在 ・望まれない繁殖の継続 ・不適切な飼養、途中放棄 ・学校飼養動物の不適正な管理	<b>（課題）</b> ・飼養者の意識向上を図る必要がある。 ・学校飼養動物の適正な取扱いについて指導を強化する必要がある。
動物が人間社会に及ぼす役割の増大	<b>（現状）</b> ・動物と人間社会の関わりで一部に理解不足が存在 動物介在療法 動物介在教育 補助犬の活動 警察犬の活動	<b>（課題）</b> ・動物の役割に対する県民の理解を深める必要がある。

危機管理 対策	<b>（現状）</b> ・ 狂犬病に対する意識の低下 ・ 災害等緊急時の動物救護	<b>（課題）</b> ・ 国内の狂犬病予防対策の推進 等を図る必要がある。
------------	--	--

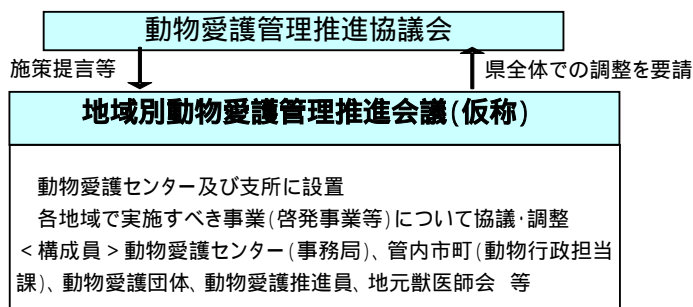
### 3 施策展開の基本方針

#### <基本方針1> 動物愛護センターを中核とした体制での推進

動物愛護センター及び支所の概要

センター・支所	センター	龍野支所	三木支所	淡路支所
開所年月	平成10年4月	平成17年8月	平成19年4月	平成19年10月
敷地面積	11,500㎡	1,151㎡	19,899.34㎡	10,298.47㎡
施設面積	1,991㎡	310㎡	906.62㎡	703㎡
機能	動物の保管、 処置・治療、 研究、 講習、 小動物とのふれあい、 しつけ指導、 県民活動拠点、 災害時機能			

県等が進める動物愛護管理施策については、県民の代表者で構成された動物愛護管理推進協議会で議論を行い、それらを踏まえた施策展開を行っていく。一方、動物愛護センター及び支所ごとに動物愛護管理推進協議会の下部組織となる「地域別動物愛護管理推進会議（仮称）」を設置し、県民の参画と協働の観点から、地域内の関係市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、地元獣医師会等の参画を得て、各地域での動物愛護管理事業を推進していく。



#### <基本方針2> 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進

##### 第1 県の役割

役割分担の関係から、行政処分などの指導等を中心に実施する。

その他、県民活動の中心となる指導者や団体の育成、感染症担当部局等の関係機関や市町等と連携して事業を実施する。

##### 第2 市町の役割

市町は、住民生活に密接している自治体として、住民の安全確保や動物の飼い主への指導を自主的に行うとともに、県が実施する施策に協力する。

##### 第3 一般県民の役割

県民自らが進んで動物愛護思想の高揚と動物の適正飼養に努めるとともに、県が実施する施策に協力する。

**第4 動物の飼い主等の役割**

動物の飼い主としての自覚と責任を持って、動物の健康と安全の保持を図るとともに、適正に飼養する。

**第5 獣医師会の役割**

自らが動物愛護管理施策に関して実施可能な活動を構築するとともに、積極的に県等と協働しながら実施する。

**第6 動物関係団体の役割**

動物関係団体は動物の専門家として、県民に対して動物愛護思想の高揚や適正飼養に関する助言・指導を行う。

**第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割**

動物愛護推進員は、県が行う動物愛護管理の基本方針に沿って活動を行う。また、動物愛護管理推進協議会は、県が進める動物愛護管理施策について協議、提言を行う。

**<基本方針3> 関係行政機関との連携による推進**

**第1 国、近隣府県市との連携**

国や近隣府県市との連絡調整を図っていく。

**第2 感染症担当部局との連携**

共通感染症については、「兵庫県感染症予防計画」中に位置付け、健康危機管理対策の一環として、総合的に対応する。

**第3 野生動物関連部局との連携**

飼育されている野生動物の遺棄等による生態系の破壊や人への侵害を防止するため、野生動物関連部局と連携して対策を行う。

**第4 警察署との連携**

動物による人への侵害で刑法等が適用される場合、所轄警察署と連携し、再発防止対策を講じるとともに、逸走の家畜については、「遺失物法」又は「動物の愛護及び管理に関する法律」の取扱いを踏まえ、連携して対応する。

**第5 教育機関との連携**

動物愛護センター等と教育機関が連携し、学年、年齢に応じた教育プログラム（実際に動物にふれることなど）の構築に向けて、調整を図っていく。

**第6 報道機関との連携**

報道関係者と連携し、適切且つ丁寧に必要な情報を提供することで、県民に正確な情報を伝えていく。

**<基本方針4> 具体的な事業の構築と積極的な実施**

長期的な展望のもと、次の4項目を柱として具体的な事業を構築し、積極的に推進する。

**項目1 動物管理対策の強化**

**項目2 動物愛護対策の推進**

**項目3 動物を伴う県民の自主活動への支援**

**項目4 危機管理対策**

#### 4 具体的な事業（施策展開）

動物管理対策の強化	
1 犬の飼い主に対する指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有者明示措置（鑑札装着等）の必要性啓発</li><li>・動物愛護条例に基づくけい留指導の強化</li><li>・しつけ教室の実施</li></ul>
2 ねこの飼い主に対する指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有者明示措置（名札装着等）の必要性啓発</li><li>・積極的な室内飼養の啓発</li></ul>
3 飼い主不明ねこの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域別動物愛護管理推進会議の活用</li><li>・不適切な給餌に対する指導等</li><li>・市町、自治会との連携による解決策の検討</li></ul>
4 犬及びねこの引取り時の指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・飼い主に対する終生飼養指導を行い、やむを得ない場合のみの引取りの実施</li></ul>
5 動物取扱施設対策（特定動物・実験動物飼養施設含む）	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設に対する監視指導と不適正業者に対する厳正な対応</li><li>・動物取扱責任者を中心とした自主管理体制の構築指導</li><li>・動物取扱責任者に対する講習会の実施</li></ul>
6 人と動物の共通感染症対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通感染症の調査研究の実施と飼い主等県民への適切な情報提供</li><li>・感染症、野生動物関連部局等関係機関との連携</li></ul>
動物愛護対策の推進	
7 動物愛護思想の啓発講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物愛護センター等での講習会、学校や幼稚園等での出張講習会</li></ul>
8 小動物とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"><li>・子供を対象とした小動物とのふれあい事業を通じ、命の大切さの習得と理解度の検証を実施</li></ul>
9 犬、ねこの譲渡（適正飼養者の育成）	<ul style="list-style-type: none"><li>・県独自の「家庭での適正飼養モデル」（優良な飼い主に譲渡することで、そこから適正な動物飼養管理の考え方を拡大）の実施</li></ul>
10 繁殖制限対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報誌、パンフレット、ホームページで避妊・去勢の必要性とともに、犬のけい留指導とねこの室内飼養指導を併せて啓発</li></ul>
11 負傷動物の収容と収容後の措置	
12 学校飼養動物に対する指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・獣医師会との連携により、小学校等に対して、飼養動物の適正飼養を指導</li></ul>
13 処分動物数の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察署等との収容動物及び行方不明動物の情報交換、連携の強化</li><li>・所有者明示措置（犬の鑑札、ねこの名札の装着等）の指導の徹底</li></ul>
動物を伴う県民の自主活動への支援	
14 動物の役割についての啓発等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペット動物としての役割や補助犬等の活動の正しい理解を県民へ周知、補助犬等の受入に係る旅館・飲食店への周知等</li></ul>
危機管理対策	
15 危機管理対策（狂犬病等共通感染症対策、災害時対策）	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町、獣医師会と連携した犬の登録と狂犬病予防注射の啓発徹底等</li><li>・防災計画に基づく動物救援本部の設置及び関係団体との連携、平時における減災対策の実施に係る啓発</li></ul>